

労働審判の実情

2013.09.12

弁護士 秋山 清人

1 労働事件の概況

労働事件は、すべてが労働者に圧倒的有利になっている。

・・・雇用主は、いくら説明されてもなかなか納得できないが真実である。

就業規則や雇用契約書に明記していなければ通用しない。

就業規則等を整備していても、労働者保護の姿勢は強い。

未払い残業代の証拠として、従業員の手帳の記録があると・・・

さんざん問題を起こした従業員の解雇無効主張・地位保全仮処分は？

2 労働審判の概要

① 原則として3回以内の期日で審理を終結する。

第1回期日において争点・証拠の整理をし、可能な証拠提出をする。

② 第1回において答弁書に対する反論まで準備。

主張・証拠書類提出は遅くとも第2回の期日が終了するまでなので、第1回期日前に十分な準備をしておくこと。

③ 申立書・答弁書の後には口頭でのやりとりが原則。

④ 1期日で最長2時間くらいかかるのでそのつもりで。

3 実情

① 雇用主側の言い分は聞いてもらえるか。

② 会社代表者が出頭しないといけないか。

③ 最終解決までの時間はどれくらい、かかるか。

④ 経済的負担としては訴訟の場合に比べて軽くなるか。

⑤ 会社側から申し立てることは可能か。不利にならないか。

4 弁護士の感触

① 負け事件なら早く決着が付いて良い。2割引程度を期待。

② 社長は言い分を聞いてもらったと言う点で満足度高い。

③ 早期解決のため、会社側から申し立てることも考えたい。

以上